

呉市昭和地区まちづくりセンター及びスポーツ施設に係る指定管理者の候補者の選定について

呉市昭和地区まちづくりセンター及びスポーツ施設の指定管理者の候補者を次のとおり選定しました。

1 施設の概要

(1) まちづくりセンター

【対象施設】

○呉市昭和まちづくりセンター（所在地：呉市焼山中央2丁目8番12号）

○呉市昭和東まちづくりセンター（所在地：呉市苗代町字八幡野39番地の2）

【設置目的】

地域のまちづくりに関する活動の拠点とともに、地域住民が主体的に取り組む市民協働のまちづくり及び生涯学習を推進し、地域住民による個性豊かで活力あふれる地域社会を実現するための施設として設置する。

(2) スポーツ施設

【対象施設】

○呉市昭和テニス場（所在地：呉市焼山町地内）

○呉市昭和体育館（所在地：呉市焼山中央2丁目8番12号）

【設置目的】

スポーツ基本法の精神に基づき、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興並びに健康の保持増進を図るための施設として設置する。

2 公募の概要

(1) 公募期間 令和7年8月20日（水）から令和7年9月16日（火）まで

(2) 応募者

団体名	団体所在地	代表者氏名
一般社団法人 くれ・昭和みらい共創	呉市焼山中央 2丁目8番12号	代表理事 梶山 俊二

3 審査の概要と結果

(1) 審査方法

応募者が1者であったため、呉市昭和地区まちづくりセンター及びスポーツ施設の指定管理者選定委員会において、応募者から提出された書類（及びヒアリング等）をもとに、各委員が採点ではなく審査基準ごとにその適否を審査しました。

(2) 審査基準

審査基準	主な評価の視点	配点
ア 事業計画書等の内容が、利用しようとする者の平等利用が図られるものであること	・利用者の平等な利用の確保	適・否 ※否は失格
イ 事業計画書等の内容が、施設の適切な維持及び管理が図られるものであること	・施設の設置目的や性格、関係する法令、条例等の理解 ・適正に管理を行える体制 ・自主事業の内容 ・苦情への対応及び個人情報の取扱い ・事故等の緊急事態への対応	適・否 ※否は失格
ウ 事業計画書等の内容が、利用促進が図られるものであること	・利用促進に係る具体的な取組 ・利用者数等の数値目標 ・利用者の要望（ニーズ）把握に係る具体的な取組	適・否 ※否は失格
エ 事業計画書及び収支予算書の内容が、適切かつ管理経費の縮減が図られるものであること	・収支計画書の規模・内容 ・施設間の効果的な連携 ・適正な提案額 ・管理経費の縮減のための工夫	適・否 ※否は失格
オ 施設の管理を安定して行う能力を有するものであること	・経営状況の安定性 ・安定した管理を行える体制（人員配置、有資格者の配置） ・同種の施設の管理実績・管理能力	適・否 ※否は失格
カ その他施設の設置目的又は性格等に応じて別に定める基準	・地元住民や障害者の雇用への配慮、市の施策との連携 ・地域住民や環境問題への配慮 ・生涯学習の推進やスポーツの振興に対する取組 ・市民協働や男女共同参画等の推進	適・否 ※否は失格
総合判定		適・否 ※否は失格

(3) 審査結果

審査結果は次のとおりで、一般社団法人くれ・昭和みらい共創を本施設の指定管理者の候補者に選定しました。

応募者	一般社団法人 くれ・昭和 みらい共創	【評価した点】 <ul style="list-style-type: none">人材育成と地域課題の解決により、市民協働及び生涯学習を通じたまちづくりを推進すること。まちづくり協議会や地域団体と連携し、まちづくりやスポーツの推進に取り組むこと。
総合判定	適	
【内訳】		
審査基準ア	適	
〃イ	適	【その他】 <ul style="list-style-type: none">配置人数及び指定管理料について、現行の協定内容との乖離が大きいため、呉市と候補者の間で再度協議し見直しを検討するよう、選定委員会において附帯意見が付されている。
〃ウ	適	
〃エ	適	
〃オ	適	
〃カ	適	

4 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

5 委員会の議事概要

(1) 選定委員会の開催状況

ア 開催日時 第1回 令和7年9月29日（月）
第2回 令和7年10月10日（金）

イ 開催場所 呉市役所2階201・202会議室

ウ 出席者 民間の学識経験者5人、呉市職員2人、計7人

(2) 議事概要

ア 主な意見等

- 生涯学習を通じたまちづくりに関して、人材育成と地域課題の解決に主眼を置いている点が評価できる。
- 生涯学習を通じたまちづくりを実現するためには、社会教育士等の専門知識を有する人の配置が必要である。
- 人件費の増額について、呉市会計年度任用職員の報酬体系に準拠することによる増額分は理解できるが、増員に係る増額分は見直しが必要である。

イ 委員会の結論

指定管理者の候補者の選定に関する事項等の評価の結果、一般社団法人くれ・昭和みらい共創は候補者として適当であると認められる。

ただし、配置人数及び指定管理料について、現行の協定内容との乖離が大きいため、呉市と候補者の間で再度協議し、見直しを検討するよう附帯意見を付す。

【問い合わせ】呉市市民部地域協働課（電話 0823-25-3221）

呉市文化スポーツ部スポーツ振興課（電話 0823-25-3485）